

ロシアの経済特区制度の概要

1. 2005年特区法の経緯とねらい

ロシアでは、2005年7月に連邦法「特別経済区について」が採択された。1990年代に経済特区が無秩序に乱立していた経緯こそあるものの、同国で特区に関する統一的なルールが制定されるのは、実は今回が初めてである。

特区制度の主たるねらいは、産業構造の高度化にある。ロシア経済は石油・天然ガスをはじめとする資源・素材部門に偏重しており、昨今のエネルギー価格の高騰でますますそれに拍車がかかっている。そこで、石油高で財政的な余裕があるうちに、特区を選定してそこに集中的に投資を行い、外資を巻き込みつつ製造業およびハイテク産業発展の拠点として育成することで、国全体の経済を浮揚させようというものであろう。

と同時に、2005年の特区法は、プーチン現政権下で進められている中央集権化の文脈からも理解する必要がある。90年代にロシア各地に出現した一連の怪しげな「経済特区」は、当時のエリツィン政権による野放図な地方分権化の産物だった。それらは、産業育成に資するどころか、脱税や密輸の温床と化した。それゆえ、旧特区は、カリーニングラード州とマガダン州のそれを例外として、プーチン政権下でいずれも廃止されることとなった。これを教訓として、法制度上も、管理体制の面でも、連邦主導の統一的な枠組みを打ち出すこと。これが、2005年特区法のもう一つの眼目と言える。

2. 特区法の骨子

2005年7月に採択された連邦法「特別経済区について」の全訳が、『ロシア東欧貿易調査月報』（2005年11月号）に掲載されているので、参照されたい。ここでは、その骨子を、筆者なりに噛み砕いてまとめてみることにする。

- ロシアの経済特区には、「工業生産特別経済区」と「技術導入特別経済区」の2種類がある（第4条）。なお、以下本稿ではそれぞれ「工業生産特区」「技術導入特区」と呼ぶ。

- ・工業生産特区の面積は20km²以内。技術導入特区の面積は2km²以内。1つの地方自治体全体が特区となることはできず、その一部が特区となる（第4条）。経済特区は、国有地または地方自治体所有地に創設される（第5条）。
- ・経済特区の存続期間は20年間で、延長はできない（第6条）。
- ・企業は、特区の所在する地方自治体で登記を行ったうえで、特区の管理機関と協定を結ぶことにより、特区の「入居者」となる（第9条）。協定の有効期間は、特区の存続期間（つまり最長20年）を超えないものとする（第16条）。
- ・工業生産特区で入居者は、協定で規定されている範囲内で、工業生産活動のみを行う。工業生産活動とは、商品（製品）の生産・加工およびその販売を意味する（第10条）。
- ・技術導入特区で入居者は、協定で規定されている範囲内で、技術導入活動のみを行う。技術導入活動とは、科学技術製品の開発・販売、試作品の製作・実験・販売等、コンピュータ関連サービスなど（第10条）。
- ・特区の非入居者も、特典は利用できないが、特区内で事業を行うこと自体は可能。他方、特区の入居者は、特区外に支店・代表事務所をもつことができない（第10条）。
- ・工業生産特区の入居者は、1,000万ユーロ相当以上の投資を実施しなければならない。うち、最初の1年間で100万ユーロ相当以上（第12条）。
- ・工業生産特区の管理機関は、入居者との間で、土地区画の賃貸契約を結ぶ（第12条）。技術導入特区の場合は、特区内に所在する国または地方自治体の資産（建物等）の賃貸契約が結ばれるが、協定で特記すれば土地の賃貸も可能（第22条）。賃借した土地区画に、自ら不動産物件を建設した場合は、土地区画を買い上げる権利が生じる（第32条）。
- ・特区の入居者が、生産や研究開発といった所期の目的で外国から商品を輸入する際には、輸入関税および付加価値税が免除される。同

様に、ロシアの他地域および特区の別の企業から購入される商品についても、付加価値税が免除される。商品の特区への移入および特区からの移出は、税関によって管理される。免税対象品日は事前に届け出る（第37条）。

- ・協定の有効期間中は、納税者にとって不利な変更が税法にあっても、特区の入居者には適用されない（第38条）。

以上が、2005年特区法の骨子である。これを見て分かるとおりに、優遇措置はそれほど多彩ではない。具体的な特典は、第37条に示されている輸入関税・付加価値税の免除に、ほぼ限られる。

実は、これについては、若干の補足が必要である。後述のように、ロシア連邦政府は2005年12月に経済特区6カ所を正式に決定し、この1月18日には各地域と特区創設に関する協定に調印している。その際に連邦と各地域は、特区入居者に対して追加的な税制優遇措置を適用することで合意したのである。報道によると、5年間、土地税、資産税、運輸税といった地方税が免除され、利潤税についても地方予算納付分（2%）が免除されるとのこと。グレフ経済発展貿易大臣によれば、これらの追加的な優遇措置の方が、連邦法にうたわれている優遇よりも大きいという。

また、これは必ずしも法律に明記された優遇措置というわけではないが、経済特区のもう一つのメリットとして、ロシア全般に比べてより良好な産業基盤を享受できるであろう点が挙げられる。というのも、特区においては、電力、ガス、水道、電話、鉄道・道路、オフィス建設といった基礎的な産業基盤の整備が、連邦および地方の公的資金を投入して、集中的に実施されることになっているからだ。これらのインフラ整備事業は2007年末までに完了することになっており、2006年の連邦予算にはそのための資金が80億ルーブル（約325億円）計上されている。

3. 経済特区の選定

2005年7月の連邦法制定後、特区の具体的な

2005年連邦法にもとづく経済特区（2006年1月現在）

種 類	所在地	想定されている事業分野
技術導入 特別経済区	サンクトペテルブルグ市	IT、計測・分析機器
	モスクワ市ゼレノグラード区	マイクロエレクトロニクス
	モスクワ州ドゥブナ市	核技術・物理学、プログラミング
	トムスク州トムスク市	新素材、核技術、ナノテク
工業生産 特別経済区	リベツク州グリャジ地区	家電生産、家具生産
	タートルスタン共和国エラブーガ市	自動車部品、石油化学分野の高度技術製品

設立地の選考が進められた。そして、11月28日、経済発展貿易省で選考委員会が開催され、経済特区6カ所が内定した。表に見るように、技術導入特区が4カ所、工業生産特区が2カ所である。これを受け、連邦政府は12月21日付の政府決定により、6カ所の特区創設を正式に決定した。2006年1月18日、連邦政府は一連の地域・自治体と個別に協定に調印し、これにより経済特区6カ所が正式に発足したわけである。

ロシアの特区制度で特徴的なのは、それぞれの特区で想定されている事業分野が、具体的に示されていることである（表参照）。もっとも、これはあくまでも行政側の青写真であり、法律の要件さえ満たせば、どんな事業でも優遇措置を利用できる。

今回の特区選定に際しては、技術導入特区で29件の、工業生産特区で43件の応募があった。当初の下馬評では、少なくとも10カ所あまりの経済特区が認定されるのではないかと予想されていた。実際のが、それをかなり下回ることになった原因は、各地域が準備した特区計画書が、十分に練り上げられたものではなかったという点にあったようだ。特に、連邦政府としては、工業生産特区を東シベリアや極東のような経済発展が立ち遅れている地域の振興策として位置付けていたが、そのねらいは空振りに終わった。

もっとも、今回の特区選考は、最終的なものではないとされている。2回目の選考会が、2006年上半期にも実施されるという。また、政府は新たに「観光・リクリエーション特区」および「港湾特区」の制度を導入すべく、現在

2005年特区法の改正作業を進めているところであり、これらの特区についても2006年中に具体的な設置場所を選定する意向である。

4. おわりに

ロシア連邦政府が、エリツイン時代の無原則な分権化、産業面での無為無策と決別し、中央主導で経済特区を創設して産業および科学技術の振興を遂げようとしていることは、歓迎すべき動きである。

ただ、若干の疑問を覚えないでもない。80年代の中国とは異なり、今日のロシアは基本的に市場経済国である。そうしたなかで、少なからぬ数の特区を創設し、一国二制度的な体制を導入することが、あらぬ混乱や、特典制度の悪用を招いたりしないだろうか。限定的な優遇制度よりも、国全体としての投資環境の改善にこそ、力を入れるべきなのではないか。

もう一つ注意しなければならないのは、カーニングラード州経済特区が、2005年の特区法とは別枠で残された点である。カーニングラード特区に関しては、2006年1月に新たな連邦法が成立し、4月1日から施行されることになった。同州はEU諸国に包囲されたロシア領土の飛び地であり、特区制度は地政学的にデリケートな同州への優遇策に他ならない。ロシア連邦政府が依然として、経済的合理性を犠牲にして、政治的要因に左右されてしまいがちなことが、この1件からも示唆されよう。

ロシアの新たな経済特区制度が所期の効果を挙げることができるかどうか、引き続き注視していきたいと考えている。

